

北海道Y M C A災害補償規程について

北海道Y M C Aでは、プログラムの実施にあたり参加される方の安全を第一に考え運営しておりますが、万一事故がおきた場合は以下の規程に基づき対応させていただきます。

又、より安全に有意義な活動を行っていくため、ご協力いただくことがございますので、必ずお読み下さり、ご不明な点をご質問くださいますようお願いいたします。

1. プログラム参加に当たってのお願い

- ・受付時にお渡ししています「個人調査書」は一人一人の健康面・精神面を指導者が把握し、安全、適切な指導を行う上で欠かせない情報になりますので、活動に参加する際に必ずご提出下さい。
- ・複数のプログラムに参加される場合は1度の提出で結構です。但し、年度が替った時には、再度提出していただきます。
- ・プログラム参加当日は健康状態を確認し、体調不良や気分のすぐれない時は無理をしないようにしてください。
- ・宿泊を伴う活動に参加する場合、健康状態に不安がある方は、事前にかかりつけの医師の診察を受けることをお勧めします。

2. 活動中に事故が起こった場合の対応について

- ・活動中に事故が発生した場合は、指導者が応急処置をし必要に応じて医療機関に搬送し医師の処置を受けます。(医療機関に運ぶ際はご家庭に連絡します。)
- ・事故の状況によっては、指導者の判断により活動を継続する場合と見学など休ませて様子を見る場合があります。
- ・活動中に事故が発生した場合は、全てプログラム終了時に保護者に直接お知らせします。終了時に保護者が不在の場合は、後程お電話で連絡いたします。

*保護者の方へのお願い

- ・活動中は特に異常が無くても、帰宅後に痛みや体調不良が発生する場合があります。
- ・帰宅後に異常がおきた場合は必ずY M C A担当までご連絡下さい。又、医師の診察を受けるようお願いいたします。

3. 北海道Y M C A災害補償規程

活動中の事故については以下の「北海道Y M C A災害補償規程」が適用になります。

「北海道Y M C A災害補償規程」

①適用の範囲

1. 宿泊を伴わないプログラム

- ・Y M C A施設内で行われるプログラムの場合
プログラムに参加するためにY M C Aの施設内に入ってから出るまでの間に限ります。
- ・Y M C A施設外で行われるプログラムの場合
プログラムに参加するために所定の場所に集合した時点から、所定の場所で解散するまでの間で且つ、指導者(スタッフ、リーダー等)の管理下にある間に限ります。

2. 宿泊を伴うプログラム

- ・日本国内で、Y M C Aのプログラム参加の目的を持って住居を出発してから住居に到着するまでの行程中に被った事故に限ります。
(但し、自家用車等での移動中の事故は、自動車保険が優先適用になりますので本規程は適用になりません。)

②補償の内容

1. 入院の場合

- ・事故の日から180日以内のその傷害による入院(入院に準じた状態を含む)の日数に対してお支払いします。
- ・支払う日数の限度は、事故の日からその日を含めて180日です。

2. 通院の場合

- ・事故の日から180日以内のその傷害による通院(往診も含む)の日数に対して事故の日を含めて90日を限度にお支払いします。
- ・但し、平常の生活に支障がない程度に治った時以降の通院に対しては、補償金支払の適用から外れます。(通学が行える等)

*通院、入院の対象となるのは医療機関(医師・歯科医師・柔道整復師)に受診した場合だけです。

(但し、医師の指示による場合は他の治療も対象となる場合もあります。)

③補償額	入院の場合	1日	2,250円
	通院の場合	1日	1,500円

*災害補償規程の補償は、実際に掛かった費用(実費)の補償ではなく、通院と入院の日数に応じて一定額を補償する制度です。

③災害補償規程の対象とならないもの

1. 災害補償規程の対象外プログラム

・山岳登山

ピッケル、ザイル、アイゼン、ハンマーなどの登山用具を使用する岩登り、沢登り、積雪期登山など特殊技術と経験を必要とする登山活動。

・外海におけるヨット操縦

国内では船舶安全法に定められた沿海の外側、外国では陸地より20海里を超える外海。ヨットは帆船のうち小型船舶安全規則の小型船舶(全長12m未満)で原動機の有無を問わないもの。

*募集案内や参加要項等に「北海道Y M C A災害補償規程対象外」との表示があるプログラム

2. 頸部症候群または、腰痛で他覚症状のないもの

医師が、レントゲン、CT、MRI、などいろいろな検査や諸症状によって他覚的所見に基づいて異常が発生していると認めるもの以外で、本人が心因的に異常を訴えているもの。

3. 闘争行為

公序良俗に反する行為は免責。キャンプ、ハイキングなどでふざけたり、遊びの延長の部類に類する行為は対象としない。ケンカは、中学生以上は免責。

4. 海外でのプログラム

ボランティアワークや海外研修など日本国外で行われるプログラム(別途保険を適用)

5. 自動車保険が適用になる事故

自動車事故の場合自動車保険が優先的に適用になりますので、本規程は適用されません。

6. ボランティア活動保険が適用になる事故

ボランティア活動中の事故は、ボランティア活動保険が優先的に適用になりますので、本規程は適用されません。

7. 医療機関以外での治療

本規定の対象となるのは医療機関(医師・歯科医師・柔道整復師)に受診した場合だけです。

(但し、医師の指示による場合は他の治療も対象となる場合もあります。)

尚、別紙北海道Y M C A災害補償規程に記載のない事項や補償対象の認定、補償額の認定などの詳細は、日本損害補償保険協会加盟保険会社の約款ならびに運用解釈に準じるものとします。

以上

4. 手続方法

①事故に遭われた方には「入・通院状況報告書兼補償金請求書」をお渡しいたしますので完治した時点で必要事項をご記入の上プログラムの担当者までご提出下さい。

*「入・通院状況報告書兼補償金請求書」はご本人又は保護者にご記入いただく書類ですので医療機関や医師の証明等は不要です。

但し、記載事項確認のため下記の書類を添付してください。

・請求額が5万円以下の場合

1.通院・入院日数がわかる.診察券のコピー、又は領収書のコピー

・請求額5万円以上

1.通院・入院日数がわかる.診察券のコピー、又は領収書のコピー
2.医師の診断書

②ご提出いただいた書類を確認させていただき、ご指定の口座に振込みます。

*北海道Y M C A災害補償規程に関しご不明な点がございましたら、総主事室までお問い合わせ下さい。

電話011-561-5642 担当:岡山・佐藤